

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、平成24年4月1日より学校における「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、インフルエンザと診断されたときに、いつまで学校を休めばよいかは医師の診断によってください。また、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について再度診察を受ける必要があるかについても、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」に「医師より療養が必要とされた期間」を記入のうえ提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 番

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名